

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各一時扶助決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った各一時扶助決定処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるものと解される。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分は違法・不当であると主張している。

令和 5 年 1 0 月からの保護費金額の計算方法がなぜ同年 2 月からの保護費金額の計算から適用されているのか。

追給 1 とは何か。

追給 2 とは何か。最も早く口座に支払うことができる口座払（追給 2）を設定と弁明しているが、単に通院費を指定の口座に振り込むだけであり、わざわざ設定すべきものではない。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和 6 年 1 0 月 7 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	請求人から主張書面を收受 審議（第 9 5 回第 2 部会）
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第 9 6 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の種類

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、医療扶助（4 号）を掲げ、法 1 5 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（6 号）等を規定している。

そして、保護基準別表第 4・医療扶助基準 4 は、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」としている。

(2) 申請による保護の開始・変更

法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条 3 項及び 4 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

これらの規定は、同条 9 項により、要保護者等からの保護の変更の申請について準用される。

(3) 医療移送費

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「医療要領」という。）は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、（中略）給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（医療要領第 3・9・(1)）とし、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（同・(2)・ア）等としている。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から申請があった令和 5 年 12 月分、令和 6 年 1 月分及び同年 2 月分の通院交通費について、請求人宅と請求人が受診した各医療機関との間の経路及び当該往復に係る交通費を確認し、請求人に対して本件申請 1 について 3,660 円、本件申請 2 について 2,040 円支給することを決定し、その旨を本件各通知によりそれぞれ請求人に通知した。

本件各申請に係る各保護申請書に記載された各通院経路は、バス及び電車を利用するもので、医療要領第 3・9・(1)の「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うもの」及び同・(2)・アの「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（1・(3)）に該当すると認められる。

以上によれば、本件各処分は、上記 1 の法令等の定めに則った適正なものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり、令和 5 年 10 月からの保護費金額の計算方法等を理由として、本件各処分の違法、不当を主張する。

しかし、令和 5 年 10 月からの保護費が本件各処分により変更されたとは認められない。

また、令和 5 年 12 月分、令和 6 年 1 月分及び同年 2 月分の通院交通費を請求する本件各申請に対して、申請額に相当する額を一時扶助することとした本件各処分に違法又は不当な点がないことは上記 2 で

述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己